

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 111 号	登録年月日	令和 3 年 10 月 7 日
申請番号	第 233 号	申請年月日	令和 2 年 1 月 9 日
特定農林水産物等の区分	第 1 類 農産物類 野菜類 (トマト)		
特定農林水産物等の名称	くまもと塩トマト (クマモトシオトマト)、Kumamoto Shio Tomato		
特定農林水産物等の生産地	熊本県八代市、八代郡氷川町及び宇城市の干拓地 (地図 1)		
特定農林水産物等の特性	<p>「くまもと塩トマト」は、八代海沿岸の土壌塩分濃度の高い干拓地で栽培されている小ぶりで糖度の高いトマトである。</p> <p>「塩トマト」という名称は、干拓地の塩分ストレスにより生育が制限されることにより、果実が小さく、果肉がしっかりした濃厚な食味のトマトとなることから呼ばれるようになった。</p> <p>「くまもと塩トマト」を一般の大玉トマトと比較すると、大玉トマトの品種でありながら果実 1 個あたりの重量が 30 g ~ 150 g と小さい。</p> <p>また、皮が固く肉厚で、糖度は 8 度以上あり、一般の大玉トマトの 1.5 ~ 2 倍程度高く、甘みが強い。</p> <p>「くまもと塩トマト」は、食味がよく、生産量は生産地で生産される大玉トマトの 2% 未満と希少性が高いことから、贈答品としても販売されており、一般の大玉トマトの 3 倍以上の高単価で取り引きされている。</p>		
特定農林水産物等の生産の方法	<p>(1) ほ場 生産地である熊本県八代市、八代郡氷川町及び宇城市の八代海沿岸の干拓地にある土壌塩分濃度の高いほ場において地床栽培を行う。</p> <p>(2) 品種 大玉トマトの品種を使用する。</p> <p>(3) 栽培の方法 施設 (ハウス) を用いた栽培で、8 月 ~ 10 月頃に定植し、翌年 6 月頃まで収穫する。</p> <p>(4) 出荷規格 ①糖度 8 度以上の果実 ② 1 果あたり重量 30g ~ 150g ③病虫害の被害がないもの なお、糖度 8 度以上で傷や病虫害の被害が軽微なものは、1 果重量にかかわらず加工用とすることができる。</p> <p>(5) 最終製品としての出荷形態 「くまもと塩トマト」の最終製品としての形態は、青果 (トマト) である。</p>		
特定農林水産物等の特性がその生産	「くまもと塩トマト」の栽培地である、八代地域、宇城地域などの八代海沿岸の干拓地は、江戸時代からの度重なる干拓に		

<p>地に主として帰せられるものであることの理由</p>	<p>よって造成されたもので、干拓地のほ場の一部には、過去に「塩田」として塩づくりが行われてきた場所や、塩分を含む地下水の影響を受け土壌塩分濃度が高いほ場が散在する。</p> <p>一般の高糖度トマトは、隔離床栽培で灌水量を減らしたり、肥料濃度を高めたりして生育を制限して糖度を上げるが、「くまもと塩トマト」は、地床栽培で大玉トマトと同じ灌水量でも、土壌の塩分濃度が高く浸透圧の違いで土壌水分や養分の吸収が制限されることにより糖度が上がるため、生産が可能なほ場に限られる。</p> <p>品種が同じでも、浸透圧の関係で株が十分な水分を吸えないことにより、生育が制限され、茎葉が小ぶりとなり、果実も小さく、果皮が固く、果肉もしっかりしたものとなり、水ぶくれしにくく果実生体重あたりの糖類、遊離アミノ酸の含有量が高まり、濃厚で非常に良食味となる。</p>
<p>特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績</p>	<p>「くまもと塩トマト」の生産地である八代地域、宇城地域などの八代海沿岸の干拓地の塩分濃度の高いほ場では、八代地域で昭和 40 年代前半から、宇城地域で昭和 50 年代中頃から本格的にトマト栽培が始まった。昭和 50 年代後半になると消費者嗜好が高級化、多様化し、糖度の高い完熟したトマトの「予冷＋低温輸送」の出荷体系が確立された。トマト栽培当初から塩トマトは生産されていたが、小玉のため規格外品として地元で消費するか、廃棄されていた。</p> <p>平成 3 年頃から、生産者、仲買業者及び関係機関が一体となって販売戦略を立て糖度検査を行い、商品化に取り組んだ。</p> <p>その結果、食味が非常に優れ、栽培面積の極一部でのみ生産される希少性から、一般のトマトとは一線を画す高級トマトとして注目され、高単価で取引されるようになった。</p> <p>塩分ストレスがかかる分、よりこまめな観察や栽培管理を行うことにより、以前は売り物にならなかった規格のトマトが、現在では農家所得の向上に一役買える高級品となり、平成 30 年度産「くまもと塩トマト」出荷量は、八代地域で約 65t、宇城地域で 39t となった。</p>
<p>規則第 5 条第 2 項各号に掲げる事項</p>	<p>法第 13 条第 1 項第 4 号ロの該当の有無：該当しない</p> <p>商標権者の氏名又は名称：—</p> <p>登録商標：—</p> <p>指定商品又は指定役務：—</p> <p>商標登録の登録番号：—</p> <p>商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：—</p> <p>専用使用権者の氏名又は名称：—</p> <p>商標権者等の承諾の年月日：—</p>
<p>登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>① 八代 GI ブランド推進協議会 熊本県八代市西片町 1525-1 会長 杉谷 武徳</p> <p>② 不知火塩トマト出荷者協議会</p>

	熊本県宇城市不知火町長崎 79 会長 田川 陽介
--	-----------------------------

備考

1. [生産者団体①の代表者の氏名]

変更年月日：令和6年5月10日

(変更前) 林田 宜久

(変更後) 杉谷 武徳

2. [生産者団体①の住所]

変更年月日：令和6年10月28日

(変更前) 熊本県八代市古城町 2690

(変更後) 熊本県八代市西片町 1525-1